

令和8年度 北谷町会計年度任用職員職種等 募集一覧【教育委員会】

報酬については採用決定後、基礎報酬から上限報酬の範囲内で学歴及び職歴（自治体非常勤等）に応じて決定されます。

職種	名称	所属課等	募集人数	職務内容	必要資格等	週の勤務日数	1日の勤務時間	基礎報酬	上限報酬	申込及び問い合わせ先
1	建築技術業務員	教育総務課	1	ア 教育委員会所管施設の建築事業に関する事 イ その他教育総務課長が必要と認める建築事業に関する事	ア 1級建築士又は2級建築士の資格を有する者 イ 前号と同等の知識及び経験を有する者	週5日	9時30分から17時15分まで	231,067	291,425	教育総務課 TEL:098-982-7704
2	プール管理人	教育総務課	4	ア プール施設及びポンプ室の清掃及び管理に関する事 イ プールの水質管理に関する事 ウ その他教育総務課長が必要と認めるプール管理に関する事	必要に応じて所属長が定める。	週5日	8時15分から16時15分まで	171,661	188,032	教育総務課 TEL:098-982-7704 ※任用期間は令和8年5月1日から令和8年10月31日まで
3	学校教育活動推進業務員	学校教育課	1	ア 英国派遣事務に関する事 イ 英語指導助手に関する事 ウ 中学生職場体験学習に関する事 エ その他学校教育課長が必要と認める学校教育活動推進業務に関する事	ア 実用英語技能検定準2級以上を合格し、英会話ができる者 イ 前号と同等程度の英語能力を有することが認められ、英会話ができる者	週5日	10時15分から17時15分まで	178,064	209,651	学校教育課 TEL:098-982-7705
4	司書	学校教育課	5	ア 図書館資料の貸出及び返却に関する事 イ 図書館資料の収集、配架及び保存整理に関する事 ウ 読書関係行事の企画運営に関する事 エ 読書指導及び読書授業活動の支援に関する事 オ その他学校教育課長が必要と認める学校図書館司書業務に関する事	図書館司書資格又は司書教諭資格を有する者	週5日	8時15分から16時15分まで 又は 8時45分から16時45分まで	205,806	214,132	学校教育課 TEL:098-982-7705
5	学校事務員	学校教育課	5	ア 町費学校予算の経理事務に関する事 イ 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務補助に関する事 ウ 学校給食費の徴収事務補助に関する事 エ その他学校教育課長が必要と認める学校事務に関する事	学校事務に必要な知識及び経験を有する者	週4日	8時30分から16時45分まで	170,322	194,477	学校教育課 TEL:098-982-7705
6	幼稚園教諭	学校教育課	約25	ア 幼稚園教育に関する事 イ 預かり保育に関する事 ウ 特別支援教育に関する事 エ その他学校教育課長が必要と認める幼稚園教諭業務に関する事	幼稚園教諭免許状を有している者(預かり保育に従事する者は、幼稚園教諭免許状又はそれと同等の資格等を有する者)	週5日	週36時間15分以内で園長が定める。	208,612	233,029	学校教育課 TEL:098-982-7705
7	日本語指導学習支援業務員	学校教育課	2	ア 日本語の基礎的な読み書き及び会話の指導に関する事 イ 教科指導の補修に関する事 ウ 生活適応指導及び教育相談に関する事	教諭免許状を有し、教職員等の連携の下、日本語指導及び学習指導を行うことができる者	週5日	8時30分から15時30分まで	199,277	233,341	学校教育課 TEL:098-982-7705
8	学力向上学習支援業務員	学校教育課	6	ア 教師と連携し授業における学習支援に関する事 イ 教科指導の補習に関する事 ウ 学習環境の充実及び諸検査に関する事	教諭免許状を有し、教職員との連携の下、教科の学習指導ができる者	週5日	8時30分から15時30分まで	181,548	212,593	学校教育課 TEL:098-982-7705
9	スクールソーシャルワーカー	学校教育課	2	ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけに関する事 イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整に関する事 ウ 学校内における支援体制の構築に関する事 エ 保護者、教職員等に対する支援、相談及び情報提供に関する事 オ 教職員等への研修活動に関する事 カ その他学校教育課長が必要と認める業務に関する事	ア 社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者 イ 教育及び福祉の両面に関し専門的な知識及び技術を有する者 ウ 教育又は福祉の分野において活動経験等がある者	週4日	8時30分から17時まで	205,393	255,251	学校教育課 TEL:098-982-7705

令和8年度 北谷町会計年度任用職員職種等 募集一覧【教育委員会】

報酬については採用決定後、基礎報酬から上限報酬の範囲内で学歴及び職歴（自治体非常勤等）に応じて決定されます。

職種	名称	所属課等	募集人数	職務内容	必要資格等	週の勤務日数	1日の勤務時間	基礎報酬	上限報酬	申込及び問い合わせ先
10	スクールサポートスタッフ	学校教育課	2	ア 教材・資料の準備、整理、保管に関すること。 イ 生徒指導及び教育相談に関すること。 ウ 学校教育活動の支援に関すること。 エ その他教員の事務作業負担軽減となる取り組みに関すること。	ア 教育の分野において活動経験等の実績がある者 イ 青少年団体指導経験者	週5日	8時30分から15時30分まで	191,535	221,961	学校教育課 TEL:098-982-7705
11	教員業務支援員	学校教育課	4	ア 児童生徒及び家庭への配布文書等の各種資料の印刷、配布準備に関すること。 イ 採点業務の補助に関すること。 ウ 来客対応や電話対応に関すること。 エ 学校行事や式典等の準備補助に関すること。 オ 各種データの入力・集計、掲示物の張替、各種資料の整理等の作業に関すること。 カ その他学校教育課長が必要と認める教員の事務負担軽減に関すること。	必要に応じて所属長が定める。	週5日	8時30分から16時45分まで	171,661	188,032	学校教育課 TEL:098-982-7705
12	臨床心理士	学校教育課	1	ア 心理発達相談に関すること。 イ 発達が気になる幼児児童生徒の発達・知能検査の実施及び検査所見作成に関すること。 ウ 就学支援対象幼児児童生徒の心理判定、保護者との面談及び助言に関すること。 エ 幼稚園・小中学校の巡回教育相談に関すること。 オ その他学校教育課長が必要と認める就学支援に関すること。	臨床心理士、臨床発達心理士等の専門的な資格を有する者	週4日	8時30分から17時まで	205,393	248,825	学校教育課 TEL:098-982-7705
13	学校用務員	学校教育課	6	ア 校内巡視に関すること。 イ 環境整備に関すること。 ウ 教諭等の事務補助に関すること。 エ その他学校教育課長が必要と認める業務に関すること。	必要に応じて所属長が定める。	週5日	7時45分から15時45分まで 又は 8時15分から16時15分まで	171,661	188,032	学校教育課 TEL:098-982-7705
14	英語指導助手	学校教育課	6	ア 英語指導教材の準備・作成の補助に関すること。 イ 担任又は担当教員が行う英語の授業の補助に関すること。 ウ その他学校教育課長が必要と認める英語指導に関すること。	英語を母国語又は第2言語としている者のうち次のいずれにも該当する者 ア 小中学校において英語指導に携わった経験を有する者又は大学等における教育課程を修了した者 イ 日本語での意思疎通が可能で、就労制限なしの在留資格期間が1年以上残っている者 ウ 児童・生徒へのコミュニケーションを進んで図ることができる者	週5日(学校の長期休業日等を除く。)	1日5時間、6時間又は7時間15分 ※詳細は、学校教育課にお問い合わせください。	7,886 (日額)	12,023 (日額)	学校教育課 TEL:098-982-7705
15	特別支援教育支援員	学校教育課	40	ア 障がいのある幼児児童生徒に対する学校(園)生活上の介助や学習活動上の支援に関すること。 イ 周囲の幼児児童生徒の障がい理解促進に関すること。 ウ その他学校教育課長が必要と認める特別支援教育に関すること。	特別支援教育に関し専門的な知識及び経験を有する者	週5日(学校の長期休業日等を除く場合あり)	1日6時間45分又は7時間 ※詳細は、学校教育課にお問い合わせください。	7,410 (日額)	7,410 (日額)	学校教育課 TEL:098-982-7705
16	預かり保育補助員	学校教育課	4	ア 預かり保育補助に関すること。 イ 園児のおやつ・衛生管理に関すること。 ウ その他学校教育課長が必要と認める預かり保育補助に関すること。	子育ての経験者等預かり保育業務に適すると認める者	週5日	14時30分から18時30分まで	4,780 (日額)	4,780 (日額)	学校教育課 TEL:098-982-7705

令和8年度 北谷町会計年度任用職員職種等 募集一覧【教育委員会】

報酬については採用決定後、基礎報酬から上限報酬の範囲内で学歴及び職歴（自治体非常勤等）に応じて決定されます。

職種	名称	所属課等	募集人数	職務内容	必要資格等	週の勤務日数	1日の勤務時間	基礎報酬	上限報酬	申込及び問い合わせ先
17	地域学校協働活動推進業務員	社会教育課	1	ア 地域学校協働活動(本部)に関する事。 イ 地域未来塾に関する事。 ウ 放課後子供教室(子ども総合プラン)に関する事。 エ その他社会教育課長が必要と認める地域学校協働活動の推進に関する事。	青少年育成、地域コミュニティ活動等の知識経験を有する者	週5日	10時15分から17時15分まで	170,322	194,477	社会教育課 TEL:098-982-7707
18	公民館主事	社会教育課	11	ア 地区館事業の企画立案及び実施に関する事。 イ 生涯学習プラザとの事業調整及び事務連絡に関する事。 ウ 地区館の事業報告に関する事。 エ 地域読書会の育成に関する事。 オ 学力向上推進協議会家庭・地域教育部会に関する事。 カ その他社会教育課長が認める地区館事業に関する事。	普通自動車運転免許を有する者	週3日	9時00分から17時00分まで	99,445	99,445	社会教育課 TEL:098-982-7707
19	文化財調査員甲	文化課	2	考古学的な発掘調査及び整理・報告書作成作業等発掘、調査等の全体統括に関する事。	ア 大学又は大学院で考古学を専攻し、3年以上の発掘調査経験を有する者のうち、2冊以上の報告書主要項目の執筆歴がある者 イ 5年以上の発掘調査経験を有し、2冊以上の報告書主要項目の執筆歴がある者	週5日	8時30分から16時45分まで 又は 9時から17時15分まで	248,183	287,941	文化課 TEL:098-936-3159
20	文化財調査員乙	文化課	3	文化財の発掘、調査作業等に関する事。	ア 大学で考古学その他これに類する学科目を専門に収める課程を終了した者で、2年以上の発掘調査経験がある者 イ 発掘調査員又は調査補助員として、3年以上の発掘調査経験がある者	週5日	8時30分から16時45分まで 又は 9時から17時15分まで	215,161	253,329	文化課 TEL:098-936-3159
21	学習プランナー業務員	生涯学習プラザ	1	ア 生涯学習プラザの講座、学級等の調査研究及び企画実施に関する事。 イ 生涯学習情報の収集、蓄積及び提供に関する事。 ウ 施設使用申請受付、許可書の発行等に関する事。 エ その他生涯学習プラザ館長が必要と認める生涯学習に関する事。	生涯学習、地域コミュニティ活動等の知識経験を有する者	週4日	8時45分から17時15分まで 10時00分から18時30分まで 11時30分から20時00分まで 13時30分から22時00分まで	204,309	238,838	生涯学習プラザ TEL:098-936-3492
22	カナイホールプランナー業務員	生涯学習プラザ	1	ア 自主事業の企画、制作及び実施に関する事。 イ 文化芸術活動の情報収集、蓄積及び提供に関する事。ウ 施設使用申請受付、許可書の発行等に関する事。 エ その他生涯学習プラザ館長が必要と認めるカナイホール業務に関する事。	ア 舞台芸術に関する専門的知識を有する者 イ 文化施設での業務経験がある者 ウ 地域の文化芸術振興に意欲のある者	週4日	8時45分から17時15分まで 10時00分から18時30分まで 11時30分から20時00分まで 13時30分から22時00分まで	204,309	238,838	生涯学習プラザ TEL:098-936-3492
23	司書	町立図書館	8	ア 図書館資料の貸出及び返却に関する事。 イ レファレンスに関する事。 ウ 図書館資料の受入に関する事。 エ 図書館事業に関する事。 オ その他図書館長が必要と認める図書館司書業務に関する事。	図書館司書資格を有する者	週5日	(1)火曜日から金曜日:8時30分から16時45分まで又は9時から17時15分まで又は11時45分から20時まで又は12時から20時15分まで (2)土曜日及び日曜日:8時45分から17時まで又は9時から17時15分まで	205,806	214,132	北谷町立図書館 TEL:098-936-3542
24	司書	町立博物館	1	ア 所蔵図書データベース構築に関する事。 イ 所蔵図書の受け入れに関する事。 ウ 所蔵図書の公開活用に関する事。 エ その他文化課長が必要と認める司書業務に関する事。	図書館司書資格を有する者	週5日	9時から17時15分まで	205,806	214,132	文化課 TEL:098-936-3159

令和8年度 北谷町会計年度任用職員職種等 募集一覧【教育委員会】

報酬については採用決定後、基礎報酬から上限報酬の範囲内で学歴及び職歴（自治体非常勤等）に応じて決定されます。

職種	名称	所属課等	募集人数	職務内容	必要資格等	週の勤務日数	1日の勤務時間	基礎報酬	上限報酬	申込及び問い合わせ先
25	教育相談員	青少年支援センター	2	ア 非行、不登校、いじめ、しつけ、家庭問題、進路問題等に関する悩みを抱えた児童、生徒及び保護者に対する教育相談に関すること。 イ 不登校児童生徒等への学習支援に関すること。 ウ 不登校児童生徒への家庭訪問に関すること。 エ その他青少年支援センター所長が必要と認める教育相談に関すること。	ア 学校教育法に基づく大学において、児童学、心理学及び教育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を収めて卒業した者 イ 教諭免許状を有する者 ウ その他教育相談員として必要な学識経験を有する者	週3日	9時から17時まで	99,282	99,282	学校教育課 TEL:098-982-7705
26	心の教室相談員	青少年支援センター	6	ア 児童生徒の相談業務に関すること。 イ 児童生徒に関する悩みについて保護者の相談業務に関すること。 ウ 不登校児童生徒等への支援に関すること。 エ その他青少年支援センター所長が必要と認める心の教室相談に関すること。	ア 教諭免許状を有し、教職員との連携の下、児童生徒の相談業務ができる者 イ 前号と同等の知識及び経験を有する者	週4日(学校の長期休業日等を除く。)	1日8時間30分 ※詳細は、学校教育課にお問い合わせください。	10,976 (日額)	11,262 (日額)	学校教育課 TEL:098-982-7705
27	青少年支援カウンセラー	青少年支援センター	1	ア 心の悩みを抱えた幼児・児童・生徒及び保護者の教育相談に関すること。 イ 教育心理の専門的視点からの助言・指導等に関すること。 ウ その他青少年支援センター所長が認める青少年カウンセリングに関すること。	臨床心理士等の資格を有する者のうち次のいずれかに該当する者 ア 学校教育法に基づく大学において、児童学、心理学及び教育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 イ 教諭免許状を有する者 ウ その他青少年支援カウンセラーとして必要な学識経験を有する者	週1日	9時から17時まで	15,255 (日額)	15,255 (日額)	学校教育課 TEL:098-982-7705
28	調理員	学校給食センター	12	ア 学校給食の調理、配送及び回収に関すること。 イ 調理場設備、備品等の洗浄、消毒及び保管に関すること。 ウ 給食物資の受領、点検及び保存に関すること。 エ 調理場内外の清掃及び衛生管理に関すること。 オ その他学校給食センター所長が必要と認める学校給食調理業務に関すること。	調理師資格を有する者	週5日	7時45分から16時まで 又は 8時15分から16時30分まで	205,806	214,132	学校給食センター TEL:098-936-3269